



議案第五十三号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

次のとおり三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

3 交通通信体系の整備 (3) 整備計画 中

三朝横手線	L=700 W=50	町	
-------	---------------	---	--

三朝横手線	L=700 W=50	町	
湯谷本線	L=250 W=50	町	
大谷線	L=2000 W=40	町	

大渡橋	L=800 W=40	町	国庫補助事業
-----	---------------	---	--------

大渡橋	L=800 W=40	町	国庫補助事業
美の田橋	L=391 W=30	町	国庫補助事業

を
を
を
を

4 教育文化施設の整備 (3) 整備計画 中

三徳地区公民館	鉄筋コンクリート 700㎡	町	
---------	------------------	---	--

を

三徳地区多目的集会施設	鉄筋コンクリート 800㎡	町	農村地域農業構造改善事業
-------------	------------------	---	--------------

を

改める。